

第132回鳥取県都市計画審議会
議 事 録

(平成23年9月2日)

鳥取県都市計画審議会

1. 出席者（11名）

片木克男、木谷清人、里見泰男、竺原晶子、谷本圭志、徳島靖子、
濱田香、藤枝桃子、道上正規、坂本昭文、西川憲雄

2. 欠席者（5名）

池本百代、尾崎佐智子、木下美雪、瀬古智昭、藤縄喜和

3. 説明のため出席した者

生活環境部 法橋部長

西部総合事務所生活環境局 隠岐課長、小林副主幹、尾川衛生技師

4. 事務局

景観まちづくり課 山内課長、山本補佐、田中副主幹、田中土木技師、小淵土木技師

境港市都市整備課 柏木補佐、小山係長

5. 開催日及び場所

日 時：平成23年9月2日（金） 午後3時00分から午後4時30まで

場 所：境港市民会館大会議室（境港市上道町3000番地）

6. 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

議案 米子境港都市計画内の特殊建築物の位置の承認について

(3) 報告事項

(4) その他

(5) 閉会

7. 会議議事

15:00 開会

○山本補佐（事務局） それでは、只今から第132回鳥取県都市計画審議会を開催させていただきます。委員の皆さまにはお忙しい中、またお足元の悪い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日ご出席いただいている委員の皆さまの出席数でございますが11名ご出席いただいております、全委員16名の過半数の出席となっておりますので、当審議会が成立していることをまず、ご報告させていただきます。また、一部委員の任期の関係で7月に新たに委員にご就任いただいております。新たに木谷委員、濱田委員、西川委員の3名のかたに本日ご出席いただいております。

そして、本日欠席ではありますが、尾崎委員、藤縄委員の2名、合わせまして合計5名の方がこの度、新たに委員にご就任いただきました。それでは、審議に先立ちまして、鳥取県生活環境部部長法橋がご挨拶申し上げます。

○法橋部長（事務局） 皆さん、こんにちは。どんどん東に行くかと思っていた台風が西側に来まして、今日、明日で鳥取県の方にも近づいてきそうな格好で、荒れ模様になってきたところでございますけれども、皆さんには遠いところを、またご多忙のところご参加いただきましてどうもありがとうございました。

なかなか普段見られない現場を今日見られたのではないかと考えております。私達がいろいろな豊かな生活、こういったものを支えている最後の処理、いわゆる我々がいろんな形で消費してきたものを最終的に廃棄物という形で、あのように安全な形で分解するというような施設って、なかなか我々が目にする事はないです。このような施設があって初めて私達の生活が成り立っているところでございます。この境港も、先程小倉事務局長の話もありましたけれども、リサイクルポートという指定がされまして、いわゆる物作りが動脈とすれば、こういう廃棄物の処理は静脈に例えられますけれども、そういった静脈産業というものの振興をしていこうということで鳥取県も今いろんなことを考えているところでございます。

ともすれば、これまでがどちらかというと動脈産業に光が当たってきたのですが、やっぱり我々の循環型社会を考えるときに、どうしてもこういった静脈型の産業というのは、これから私達の生活にとって非常に重要性を増してきます。そういった意味では今回の審議は、こういうところをしっかりと考えて、まちづくりの中でどういうふうに位置付けていくかということを考えるいい機会になるのではないかと考えているところでございます。

一昨日は県内のいろいろな産業界の方々、それから一般県民の方々、学識経験者の方々、そういう意味で環境イニシアティブのプロジェクトチームというのを発足させました。これは全国に先駆けて環境のいろいろな取組みで、全国を引っ張って行くような存在に鳥取県がなっていくということで、その中ではエネルギーシフト、それから循環型社会の形成を中心に環境問題について積極的に取り組んでいくということです。今日こちらにありますウエストバイオマスの動きも、これはいわゆる廃棄物から燃料を作って、その燃料によってエネルギーを生み出していくということを取組まれる案が出ています。我々としてもこれからのリサイクル社会、エネルギー社会にとっても非常に重要な施設ではないかと考えておりますので、慎重な、熱心なご議論をしていただきたいと思っております。

最後に新しく5名の委員に交代していただきまして、新しいメンバーでこの審議会、これからいろいろな案件についてご審議いただきたいというふうに思っています。今日3名の方に参加し

ていただいておりますけれども、一つくれぐれもこれまでの委員共々よろしくお願ひしたいということをお願いいたしまして、私のご挨拶にいたしたいと思ひます。今日はどうもありがとうございます。

○山本補佐（事務局） それでは、道上会長、よろしくお願ひします。

○道上会長 はい。それでは早速議題の方に入らせていただきますが、まず議事に入る前に議事録署名委員の指名をさせていただきます。よろしいでしょうか。では、私の方で指名をさせていただきます。里見委員さん、徳嶋委員さん、議事録署名委員よろしくお願ひいたします。

それじゃあ、早速議題の方に入らせていただきます。議案は米子境港都市計画区域内の特殊建築物に係る承認ということで、これについて、これから皆さんがたにお諮りしたいと思ひますが、最初に事務局の方からご説明をお願いいたします。

○小林副主幹（事務局） よろしくお願ひします。議案書の6ページを開いていただけますか。

産業廃棄物処理施設の概要、申請者株式会社ウエストバイオマス代表取締役三輪陽道、敷地の位置鳥取県境港市潮見町2番地、都市計画の区域区分としましては、市街化区域、工業専用地域、臨港地区に該当しております。

敷地の面積10,952.36㎡。施設の概要は、主な施設として産業廃棄物（汚泥等）の乾燥・焼却です。処理能力は、汚泥の乾燥1日当たり117.65㎡、汚泥の焼却1日当たり32.90㎡、廃プラスチックの焼却1日当たり9.60tです。

取扱品目は、乾燥につきましては汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残渣、動物系固形不要物、廃プラスチック、紙くず、木くず、焼却につきましては汚泥、廃プラスチック、紙くず、木くず、動物性残渣、動物系固形不要物です。

稼働時間は24時間、1年の内330日稼働予定でございます。汚泥等の受入時間ですけれども、8時～17時です。休日は日曜日、祝日及び年末年始です。

7ページに、再度概要という恰好で、この申請のざっとしたものを書いております。許可申請ですけれども、都市計画区域内において、産業廃棄物処理施設等を建築する場合、建築基準法第51条の許可が必要となります。本施設はこの建築基準法第51条の許可が必要な施設に該当するため、本都市計画審議会の議を経るものでございます。その許可の対象となるような施設に今回該当しましたもので、今回の都計審の議を経るということになっております。

この施設は下水処理場やし尿処理場から発生する汚泥を乾燥させ、さらに焼却炉にて炭化させることによって、炭化燃料であるとか、セメント材料を製造する施設です。この施設で製造されるものは炭化燃料（製鋼保温材）が主なものとなっております。製鉄所で鉄を作る際に保温材として使用されるものです。これは鉄の温度が急激に下がらないように添加される保温材を製品として作ろうとしております。現状は米の籾殻を利用しているようなのですが、それに代わる物として炭化燃料（製鋼保温材）などをこの施設で、メインでやって行こうということになっております。原料の汚泥ですけれども、原料となる汚泥は乾燥炭化によりまして、全てが製品になります。乾燥の際に発生する廃水は、再利用されます。基本的にこの施設からゴミ、廃棄物というものとは発生しません。排ガスの浄化の工程で消石灰であるとか、活性炭を廃棄物として、これは発生するのですけれども、これはまた別の廃棄物の処理業者により路盤材料であるとか、セメント材料へと再処理されることになっております。

搬入する汚泥は、主に山陰両県の下水処理場やし尿処理場、その他県内外の民間企業から発生する汚泥を計画しておるところでございます。

廃水、排気等ですけれども、汚泥の処理を行う施設であるため、臭気とか廃水、排気等の問題が

あるかと思いますが、処理機器は処理する機材、これら全て建屋内に設置し、陰圧管理されています。また、発生する悪臭は炭化炉の焼却空気として利用され、要は熱処理されて脱臭されていきます。汚泥から発生する廃水は全て再処理されてプラントの冷却水として利用されることになっており、施設外への廃水はありません。排気につきましては、法令等で定められた規制値よりも厳しい管理目標値を定めて対応することとしております。

このような施設ですけれども、今国内に4施設あります。現在稼働しているものは東京にある1施設だけで、その他の3施設は2013～2014年を予定に現在建設中であつたり、準備中とのことでございます。

8ページ、申請理由ですけれども、株式会社ウエストバイオバイオマスは、現在まで焼却・埋立で処理されていた廃棄物を循環型社会形成推進の観点からリサイクル製品製造を主とするために設立した会社です。現在廃棄物は、様々な形でリサイクルされております。本事業では有機物汚泥を主とした廃棄物を、乾燥装置を用い乾燥させ、その後焼却炉を用いて炭化物にして燃料及びセメント向け材料を製造いたします。このように廃棄物からリサイクル品へと廃棄物の有効利用を第1に考えた施設であり、資源の有効利用、有効活用、環境負荷への低減を考えた事業でございます。

本施設は、廃棄物処理業者三光株式会社潮見工場の余剰蒸気を利用し熱源にいたします。このことにより、三光株式会社潮見工場は廃棄物焼却処理時の熱源エネルギーの大半をリサイクルに廻すことができます。また、弊社は外部蒸気を利用することにより、乾燥処理にかかる化石燃料使用量を抑えることができ、地球環境破壊の軽減ができると考えております。三光、ウエストバイオマス、お互いに廃棄物処理業者ですが、エネルギーの有効的な利用の観点から意見が一致して今に至っております。上記のようにエネルギーの有効利用を考え、三光株式会社潮見工場に隣接する当該申請地で事業を行うのが最善と考え、当敷地を建築基準法第51条の但し書の規定に基づいて許可申請をいたします。

なお、廃棄物処理施設の設置に関し、今年の3月4日～3月7日にかけて関係団体、周辺会社に個別訪問、個別の説明会を行っております。3月14日には近隣住民説明会、3月18日境港市議への説明会を行っております。3月24日境港市産業廃棄物処理施設周辺団体連絡協議会が開催されております。23年4月27日付けで鳥取県廃棄物処理施設の設置にかかる手続きの適正化及び紛争の防止調整等に関する条例第16条1項の規定により、事業者と関係住民の合意形成に関し、関係住民の理解が得られたものと認められました。

9ページですけれども、施設の概要、これは先程読上げたものと同じようなものでございます。10ページ、処理能力及び稼働時間、これも先程来、申し上げているものを詳しく書かれたものでございます。11ページからこの51条の申請書の抜粋されたものが添付されておりますけれども、これ以降につきましては、本日の追加資料として配られているものを中心に説明させていただきたいと思っております。

建築基準法51条の申請に係る経緯ですけれども、任意の協議といたしまして、この51条の許可申請を受けるに当りまして、必ず事前協議会というのを開くようにしております。それが今年の5月25日事前協議書の提出がありまして、6月10日事前協議会を開催しております。西部総合事務所内で行っております。出席者は境港市都市整備課、境港管理組合、西部広域行政管理組合消防局、それから県庁の景観まちづくり課、県庁の住宅政策課、それから西部総合事務所の環境循環推進課、それから、私共建築住宅課において事前協議会を行っております。

事前協議会での意見としましては、これとって意見等はありませんでしたが、この事前協議会が開かれた時点では、あの敷地は建築基準法上の道路に接していない、接道というものが取れ

ていない敷地だったのです。今時点ではもう接道が取れているような恰好になっておりまして、これも建築基準法42条なんですけれども、道路の位置指定というものも来週ぐらいには境港市の告示になる予定になっております。現場は完了しております。ということで、それぐらいが一番大きな指摘事項かなというような事前協議会を6月10日に行っております。それらの指摘に対する回答が7月7日に出しております。

それから、この法に基づく協議ですけれども、51条の本申請が7月15日に出しております、本日の都市計画審議会に至っております。次に、周辺への説明状況、どのような意見があったかということなんですけれども、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続きの適正化及び紛争の予防設置等に関する条例に基づく住民説明会、県条令に基づく住民説明会が3月14日に行われております。参加者は山陰冷蔵さん、それから隣接の三光さん、遠藤通船さんと池商さんは個別の3月7日の説明会のみで14日は欠席のようです。意見ですが、反対意見は特になく、合意形成に関する審査結果交付済みになっております。臭いについての意見があったようですが、対処の方法を説明して理解を得ているようです。臭いについては、処理施設は建屋内に設置し、陰圧管理を行うようになっていまして、発生する悪臭は常時運転時は炭化炉の燃焼空気として利用され脱臭されます。炭化炉が停止しているときは、脱臭機を稼働させる。このような説明をされているようです。

それから、3月24日ですけれども、境港市産業廃棄物処理施設周辺団体連絡協議会が開催されております。出席者は境港市副市長、松江市環境保全部長、境港水産振興会、美保関町福浦区長、鳥取県漁業協同組合、境港管理組合港湾管理委員会、鳥取県西部総合事務所の環境循環推進課が出席しております。JA島根さんについては欠席です。この協議会については、議事録の3ページ、4ページのあたりに添付されております。2ページですけれども、施設から排水、排気の適正処理、先程から申ししておりますけれども、排気については、法律とか条例に定まれた規制値よりも厳しい維持管理の目標値を定めて管理するようになっております。風向きによる大気への影響です。これらが5ページ～11ページの辺にありまして、その結果が図にして分かるように12ページ～16ページにあります。

これは少し説明をさせていただきます。例えば12ページですけれども、二酸化硫黄の寄与濃度、8ページにアメダスの境局が持っております気象データがあるんですけども、この真中から下の丸の何か絵がありますけれども、これが風の向き、風の強さ等を示しております、ちょっと色が見難いんですけども、青線と赤の点々の線が書いてありまして、風向の頻度が青線で示されており、平均風速が点々の赤で示されてあるんですけども、この3つのグラフと言いますか、表と言いますか、いずれも北東側がちょっと外に出ていまして、あと、西南西の方向がまたちょっと出て、北北西の方向が何か出っ張っていまして、これは何を示していますかということを示しています。

それで、これをもとに影響範囲がどうなのかなというのが12ページ以降なんですけれども、12ページに二酸化硫黄、黒丸がこのウエストバイオマス計画地ですけれども、先程の風の影響を受けると、この北東から南西、それから南東の方向ですか、こういう大気への影響範囲が出るということが示されております。影響範囲は今のところなんですけれども、結果としましては9ページに数値が出ておりますが、いずれにしても目標値となるものはクリアしているような恰好になっております。

戻りまして、2ページですけれども、2ページの臭いについてですけれども、処理施設は先程申し上げておりますけれども、建屋内に設置し、陰圧管理を行うことになっています。発生する悪臭は、常時運転時は炭化炉の燃焼空気として利用し脱臭されます。炭化炉の停止の際は、脱臭機を稼働させます。施設から排出される排水は水処理施設で処理し、冷却用水として再利用されます。

炭化炉が稼働していない時は貯水槽 200 m³の貯水槽に貯蔵されます。雨水につきましては、側溝を設けまして廃棄物とは接触しない工場とし、油水分離層を経由して放流するようになっております。よって、維持管理目標値は法令条例等で定められたものを数値としております。

処理作業の過程で発生したごみの処理方法ですけれども、基本的に汚泥等はすべて炭化されて商品になります。排ガスの浄化の工程で消石灰、活性炭が廃棄物として発生しますけれども、これは中間処理、別の中間処理業者さんによってセメント材料であるとか、路盤材量になります。具体的な業者名ですけれども、ヤマゼンっていう三重県とか埼玉県にある業者に持ち込むようになっていようございます。当施設で製造するリサイクル品について、先程から製鋼保温材に使用するということになっているのですが、これは、パンフレットを17ページに付けております。まだ、ウエストバイオマスとしての操業が始まっておりませんので、これは韓国で同じような事業をやっているところのパンフレットです。製品として作るものは、これと同等のものを作るといったようございます。

搬入する汚泥、どこから汚泥は持ってくるのということですが、予定としては宍道湖東部浄化センター、宍道湖西部浄化センター、松江市、雲南市、境港市、米子市、山陰両県の下水処理場やし尿処理場、これらを予定しているんですけど、まだ、許可とかが下りていない状況なので、表立って営業もできない状況なので、これらを予定しているということのようございます。西部広域行政管理組合の汚泥処理との関連につきまして、西部広域は環境省所管のし尿処理場から発生する汚泥のみを処理しております。当事業所では、西部広域が受入れていない汚泥も受入れるということで考えております。汚泥の搬入経路ですけれども、これは陸路を計画しております。議案書の18ページのところに地図を添付しております。江島大橋の方から入ってくるのが島根県方面からの搬入経路、それから国道431号から入ってくるものが鳥取県内のものであるという計画です。説明としては以上でございます。

○隠樹課長（事務局） すみません、失礼いたします。西部総合事務所建築住宅課長をしております隠樹と申します。本日はお忙しい中、誠にありがとうございます。先程ご説明をさせていただきました分、今回の施設につきましては、これからの循環型社会を実現するために地域にとっても、とても重要な取組だと考えております。

現地は、境港の工業地区を抜けた一番東側にあたる海に面した場所になりまして、工業専用地域というところで、これは都市計画法の方で、工業の利便を増進する地域ということで定めてあります。工業の専用地域ということで、このようなりサイクル施設を設置するというのは適切な場所ではないかなという具合に考えております。

また、排気等に関しましても適正な管理がなされています。それで、現地の方でやはり気付かれたと思うんですけども、どうしても取扱う品目が、汚泥ということで、どうしても多少の臭いからは避けられない面もあると思いますけれども、周囲には人家等住宅等はございませんし、また、関係団体の方にも説明もしてご理解をいただいておりますという状況でございます。

全国的に言っても、新たな取組でありまして、これからの循環型社会構築のために、そういった先駆けとなるというようなこういった施設の立地というものにつきましても必要ではないかなと考えておりますので、ご審議のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

○道上会長 それでは、今ご説明のありましたウエストバイオマス、この設置位置の承認についてということで、本日現地調査で見ていただいた場所にウエストバイオマスのリサイクル施設を設置することについて、皆様のご意見をいただきたいということでございます。

それで、先程からお話ございましたが、まず、汚泥を焼却しながら炭化していくわけです。山陰両県のを搬入しようされているようでもあります。まず、私の質問であります、今まで

どうされていたんですか。そういうところは、何とか処理施設もございますよね。島根県なら島根県に、こういった施設があって、そこで汚泥処理をしていると思われるのですが、それは今まではどうされていたんですか。まず、そこをちょっとお訊きしたい。

○法橋部長 搬入するのは一般的には下水道汚泥です。現状では、乾燥させて、最終的に埋立処分等しております。

それからもう1つは、セメントの原料として利用するのが今一番多いと思われます。この近くで言えば山口県なんかにも宇部セメントだとか、そういったところに持っていくというケースが一番多いんじゃないかと思っています。今回のケースは炭化してそういったセメントの原料にするということで、有効利用という面、それから経済性という面から見てもこれから非常に有望な事業ではないかと思っております。

○道上会長 昔も焼却していたが、今は昔と比べて焼却の温度が違っているんですね。

○尾川技師 焼却ですと800℃以上で焼くというのが一般的な方法です。これは法律にも800℃で焼きなさいとされています。

しかし、今回は木炭と同じような600℃未満であれば木炭のような性状にまでなるので600℃で抑えているというものです。ただし、燃焼ガスについては800℃で焼いて有害なものが出ないような方法で処理するものです。

○道上会長 ダイオキシンとか、そういうものを出さないようにするために、800℃以上の高温で焼くということであるが、それを今度は低くするわけですか。その辺が僕はちょっと分からない。皆さんの方も分かりにくいと思うんですけども、低くすることによって炭化して、そのものを製品として使おうとか、そういうことは分かっているわけで、低い温度で焼こうということですか。

○尾川技師（事務局） そのとおりです。

○道上会長 技術的な進歩があったわけですね。

○尾川技師（事務局） そうです。木炭の生成みたいに600℃で抑えると、ああいう原料を作ることができ、それ以上だと燃え切ってしまうということで、原料に適切な温度で燃やすというものです。それで、燃焼ガスも800℃で焼けば技術的に浄化ができるということになっていますので、今回は600℃で抑えているというものです。

○道上会長 それからもう1点。新しい焼却法の施設が国内に4ヶ所あるという説明がありましたね。今は、東京だけが稼働していて、あとの3ヶ所は現在施工中という状況にある。もっとも東京都が一番進んでいると思いますよね。いろいろな意味で。そこら辺で問題点とか、何か起こっていないんでしょうかという質問です。分かれば教えてください。東京都、そんなものあるんですか、ないんですか。

○尾川技師（事務局） ちょっと承知はしていませんが。

○法橋部長（事務局） 東京の方はちょっと見てないと思いますけれども、韓国にある施設、さっきパンフレットがありましたね。韓国で稼働しているプラントがあるものですから、県の職員、それから境港市の職員の方、それと松江市の職員の方を視察に行かせました。

それで、韓国の方の視察の結果が、いわゆる今日配った資料の連絡協議会の議事録3ページ～4ページのところの境港市の安倍副市長さんの発言で、韓国の3件のプラントの確認、中盤のところ、4ページの中段のところなんですけれども、3件のプラントを確認してきたと、現地の状況はどうだったかということに記載しております。

それぞれ県の西部総合事務所環境・循環推進課の課長補佐の荒金と、境の産業環境部の山本部長さん、それから藤川課長さんのそれぞれが印象を語っておられますが、若干やっぱり臭いの問題があるかなということぐらいです。そういったことがちょっと気になったというような文面が

あります。あとは特に環境で問題になるようなことはなかったということだと思います。

○道上会長 ちょっと私が感じたというか、説明の中で分かりにくかった点をご質問をしたところではありますが、皆さまがたもどうぞご質問をお願いします。あるいはご意見でも結構です。

○藤枝委員 環境の方から見て、バイオマスというのは最近発電ですとかそういった自然エネルギーの利用の展開の方がよく謳われているものですから、施設の設置要綱ですとか、フローですね。ここに説明で付けてある処理フローなんかを随分興味深く見せていただきました。やっぱり気になるのは先程言われた臭いのことと。あともう1つは処理工程で発生するものの処理で、もしものことが起きたときの安全性。そういったことが非常に気になる場所ですし、立地条件として民家には接していないんですけども、非常に海が近いということで、水産業なんかに影響はどの程度あるのかということところが非常に気になる場所です。

それで、今日見せてもらった中で、1点気になる場所は、処理を待っている間のもの。処理に入ってしまうと、それからのものは臭いも気にならなくなると思いますし、建屋の中に入ってしまう分には構わないと思うんですが、そこに至るまでにおそらく相当量が持ち込まれ、処理待ちのものも相当量あるのではないかと。その処理待ちになっているものをどう保管していくのか。その間の臭気というのはどのように管理していくのか。そのあたりが一番問題ではないかなと思いました。雨風や塩水の問題もあるでしょうし、そういったものの処理。待っている間それがある、かなりの量になるんじゃないかなと。

この東京の方の施設ですけれども、これぐらい相当量の持ち込みがあつてのもので、この施設自体も稼働しているプラントの中は大丈夫なんですけど、そこに持ち込む間の搬入経路ですとか、搬送時に持ち込み規制をしながら、若干そのフローにあぶれてるものが処理待ち時間が長くて、建屋の外で待ち時間が長くなならないような、そういう運行管理をされているというようなことも聞いておりますし、全世界的に見てもバイオ関係の施設は持ち込みになる間の、過程の運搬の仕方、それから処理を待っている間の待機物質、その辺の管理のところの問題になったりとか、農耕上の、農業面の改良点上がったりしているようですので、そのあたりのところを、ぜひこの管理等が必要じゃないかなと思いました。

こちらの視察の感想の中でも、プラント外部周辺をかなり範囲を回って見たけれど、気になる臭気は感じられなかったと山本環境部長さんの感想が上がっておりますので、プラントの内部が施工管理が行き届いていて大丈夫なのかと視察のご感想を拝見しました。しかし、搬入時の待ち時間、持ち込み量の規制、そのあたりの管理を是非していただきたいと思いました。

○隠岐課長（事務局） 先程の搬入待ちの間の管理ということなんですけれども、審議会の資料の36ページ、建屋の平面図が写っておりまして、こちらの方がスロープを降りて投入室前室というところを通過して汚泥の方が持ち込まれるというかたちになっております。こちらの前室を通りまして投入室、こちらの方に汚泥を持ち込むわけなんですけれども、実際にこの持ち込むとき以外、入り口のところにちょっと二重線が引いてあるんですけども、シャッターがございまして、基本的には投入するとき以外はシャッターを下ろして外部とは接しないというような状況にしておるといふ具合に聞いております。

それと、水産関係、海への影響ということについてでありますけど、施設から出る排水につきましては、廃水処理をするということで、周辺へ影響はないとのことで聞いております。

あと、環境の方のお話なんですけど、本日お配りした追加資料の9ページを御覧下さい。例えば表の一番上の二酸化硫黄でございまして、一番右の欄で環境保全の目標値というのが0.04以下となっております。境港市の蓮池における現在値というのが、この②のバックグラウンド濃度で示している0.0045であります。現在0.0045という数値に対しまして、今回の工場を建てること

につきまして、この①の排出ガスの寄与濃度というのが、これが加わってくるということになります。現在 0.0045 が今回の工場建てるところの①プラス②ということで、0.0050 ということに若干上がってまいります。パーセントとしては9.6%の上昇になりますが、環境目標値の0.06以下をクリアできるといったかたちで、おおよその項目で大きな影響までは出ないというふうに考えております。

臭いにつきましては、先程来申し上げますとおり、どうしても若干あるかなという部分はあるんですけども、こういった大気に与える影響というのは比較的少ないものというふうに考えております。

○藤枝委員 メタンガスとか相当発生すると思うんですけど、そういったガスに関しての火災面での影響についてはどうでしょうか。今言われた臭気を外に出さないためにかなり密閉度が高くなると、中で発生するガスどうなるのでしょうか。

○尾川技師（事務局） 密閉度は高めているんですが、常に吸引してる状態であり、その吸引ガスが常に焼却炉の方に回っていますので燃焼ガスで滞留することはありません。

○藤枝委員 分かりました。

○徳嶋委員 ガスのことなんですけど、環境も心配なんですけど、健康面でやっぱり浮遊塵とか、9ページの資料を見てると、そんなに寄与割合が上がるというものではないっていうようなご説明があったんですけども、さっき視察に行ったときに、工場内の濃度の測定とかをされてるんだと思うんですけど、これを何か監視するシステムというか、報告する義務とか、何かそういうシステムというのはあるものなんでしょうか。

○尾川技師（事務局） この焼却炉を設置する事業者というのは、ダイオキシン特別措置法という法律に基づきまして、毎年測定する義務と、報告する義務がありますので、その基準値を上回った場合には停止命令がかかることになっております。

○徳嶋委員 年に1回ですか。

○尾川技師（事務局） そうです。

○道上会長 常時モニタリングなんかやらないんですか。

○尾川技師（事務局） 排ガスのモニタリングは常に行っております。

○道上会長 排ガスもそうだし、それから排水についても、月に1回か1週間に1回かきちんとやっているんじゃないですか。やる義務があるのでは。

○尾川技師（事務局） そのとおりです。

○道上会長 それを説明したらどうですか、今言われたように。

○尾川技師（事務局） 煙突から出るものについては常にモニタリングをして、全部集めて報告する頻度が、年に2回とか、年に1回とかいうものです。それで、記録は常に保管してありいつでも閲覧できるようにしてあります。

○坂本委員 何を常時監視してるの。

○尾川技師（事務局） リン化水素ですとか、二酸化窒素ですとか、CO濃度等です。

○坂本委員 それ一般廃棄物の処理場でもそうですか。

○尾川技師（事務局） 排ガスが出るものは焼却炉であればそういうふうになっております。

○坂本委員 そんなことしとらんで。

○尾川技師（事務局） 規模によってというのがちょっとございますものですから。

○坂本委員 規模か。そんなことはしてないわ。

○里見委員 煙突の出口でしてるってことですか。

○尾川技師（事務局） 煙突からの排出です。

- 里見委員 煙の分のモニタリングをずっとしているということ。
- 尾川技師（事務局） はい。
- 里見委員 周辺の空気っていうことでないでしょ。
- 尾川技師（事務局） そうではないです。
- 道上会長 煙突絡み、その近くやから。
- 里見委員 施設が完成して、初動時ですよ。そのときぐらいは行政の方から出向いて検査するとかいうことはないのでしょうか。
- 尾川技師（事務局） 完成検査と言いまして、この施設は許可どおり基準値を保てるものかどうかを確認できてからでないと稼働させることができません。
- 片木委員 実際に稼働を始めて、その効果が本当に出ているのかどうかっていうのを、最初の段階でもチェックっていうのは必要な感じがするんですが。動かすための検査はされるけど、動いたあとの検査はされない。また、法律的にもそういった義務はないっていうことになりますか。
- 尾川技師（事務局） 法律的には4年に1回の定期検査の規定があるんですけども、それとは別に抜き打ちで立ち入り検査を行い、その使用前検査、完成時のものがずっと保っているのかチェックしていくことにしています。
- 片木委員 それと、特に工場内の悪臭は結構あるかもしれないっていうのは、これは韓国での視察でも指摘されておる点です。今回は密閉構造だという説明がありましたけれど、夏に密閉してると建物の中が非常に高温になったり、湿度も高くなると思うんですけど、その場合は冷房でもして密閉を維持するのかどうかということについてはいかがなんでしょうか。
- 尾川技師（事務局） 陰圧管理が大前提でして、開け閉めを維持管理の中で、適切にやっていくというふう聞いております。冷房で温度での調整まではしないというふう聞いております。
- 木谷委員 陰圧管理をするということは、逆に言ったら何かどこかで出しているということですから。どこかで出しているということは、全部煙突から出るのか、あるいはその付近に出るのか。
- 尾川技師（事務局） 陰圧管理で悪臭物質ですとか、構内の空気は全て燃焼空気に入れますので、要は有害物質ですら無害化されますので、臭い物質も無害化されます。
- 木谷委員 24時間、365日稼働して燃焼してるということですね。
- 尾川技師（事務局） ただし、メンテナンスのために止まる場合は、能力をちゃんと計算した脱臭装置で無害化できるというのを確認しています。
- 木谷委員 はい、わかりました。
- 坂本委員 うちのまちは、コンポストにしているんです。それで、やっぱり相当な臭いが出ます。それは間違いありません。ここではストックヤードがないですよ。受け入れ室があって、そこは用がないときはシャッターで閉める。それは管理でやる、だから外に漏れないという格好ですけど、私は、それは甘いと思います。臭気は漏れると。だから、ある程度そういうことを前提にして話を進めたらいいのではないかと。例えば今日視察したプラントもきっと申請のときには臭いのことなんかは、クリアできたんだと思います。だけど、現実には相当厳しいものがあるなあと感じました。私は臭いについては出るという前提でした方がいいと思います。それで、どこまで許せるかということだと思う。

それと、私がちょっと聞きたいのは、蒸気の配管っていうのを隣の潮見工場から持ってきて、こちらの工場で使うということになっていますね。それで、そういう今の潮見工場から蒸気のパイプをこっち持ってくるというようなことについては、まずその潮見工場の形状変更みたいな許

可があるかと思うのですが。

それから、もう1つは、そういう長い距離を高圧で温度の高い蒸気を引っ張ってくる、それをまたこっちの新しい工場に利用するという事は、結局、施設を一体的に考えなきゃいけないんじゃないかと。消防なんかは、やっぱり別の施設で判断するのかなという心配があるわけです。というのは、消防法では、新しい施設をその隣接で建てて構造的につないでしまうと、一体的な施設としていろんなことをさせる。だからつながらないような構造にするんです。ひさしの下にちょっと桶屋みたいなものをして通路にし、構造的につながらないようにするんですね。そこら辺がどうなのかなという気がしましたね。

それから、もう1つは水処理なんですけど、排水は基本的に外に出さないということで理解すればいいのかな。私、こういう関係の施設に1回視察に行ったことがありますけど、雨水も全部外へ出さないということを言っておりました。ここでは雨水が出るようになってますね。結局、大雨が降ったときには洗い流すという格好になるんですよ。それで、都市部の方の焼却施設では、そういうことを恐れられ、とにかくそれも含めて一切出さないというようなことをやっていたところを見て帰りました。それで、ここも、できたらそういう具合にされたらどうだろうかというふうに思います。

それから1つ、これは聞いてみたいですけど、ダイオキシンは800℃以上では出ないということですが、要はダイオキシンが発生するのは低い温度のときに発生すると聞いたんですけどね。ですから、600℃というのは一番出そうな気がするんですけど、これは、大丈夫なものでしょうか。

○尾川技師（事務局） 600℃で焼くんですけども、そこから発生するガスをまた800℃で焼ききるといいますので、その心配はありません。

○道上会長 そのガスをもう1回800℃に上げるということですね。

○尾川技師（事務局） そうです。

○道上会長 そういうこと。

○尾川技師（事務局） 排水の関係のことですけども、特に、雨水については、側溝を切って廃棄物に触れる可能性のある区域とそうじゃない区域とに分けて処理の系統を分けています。廃棄物に接触する可能性がある部分については、すべて水処理をして場内再利用。それ以外の廃棄物に接触の可能性がない部分については放流を考えていますが、それ場合でも、念のために雨水分離というものを設置して放流することとしております。

○法橋部長（事務局） だから、搬入車両の洗車シャワーの排水を外で流したり、どこかに野積みしたりということではできないから、そのところはずっと搬入車両をどういうふうにコントロールする仕組みとするのかということについては聞いておく必要があります。

○尾川技師（事務局） 確認しておきます。

○西川委員 今のことで私も気になっていたのは、先程、坂本町長が言われたそのストックヤードがないということ。それで、今ちょっとざっと見させていただくと、日量110 m³で20何台という車が来ると書いてありますけど、だいたい平均で5、6回来るんでしょうね。それで、多分1つのサイクルが1日できるというルールだと思うんです。そうすると、今言われたように、物はすべてできるという前提で20台来るんだけど、例えば停電、それから機械が壊れたということになると、その20台というのはストックされる場所がどうしても必要なわけで、僕が一番心配したのは、多分これは臭が一番問題になる施設なので、その焼却のときが一番臭いが出るんですよ。ところが、焼却しない間にどのくらいの臭いが出るかというのが僕は分からないんで、もしそれが出ないんであれば、ストックは多少なりとも帆などで被せておけば対応できるんでしょうけども、そこらへんが、一番あとから住民の方との問題点にならないかなと思って、ちょ

っとそこだけお聞きしたかったんです。

○尾川技師（事務局） 異常な事態とかあって、はけることができなくなった場合、あと炭化炉が停止した場合とか、下水道の汚泥を受け入れるわけですから、ずっと停めてしまうのもできないということで、それを一旦乾燥させて容量を少なくさせた上で、隣接する三光の方にまた処理委託を出すということで、停滞がないようにするというふう聞いております。

○道上会長 審議会の資料の中 36 ページにあるように、ここに持ってきて、ここで燃やすわけですね。それで、貯蔵ピットというのは、持ってきたらここに置いておくわけですね。

○尾川技師（事務局） 30 ページのフローがございまして、下水汚泥自体はスラッジ貯蔵槽という 34 ページの左側で示しているところで一旦受け入れます。

○道上会長 ここにトラックで持ってきて、ここへ積むわけですね。

○尾川技師（事務局） そこは、下に掘り下げて蓋をする密閉のピット構造という保管庫になっております。42 ページにその断面図がございまして、蓋もする構造ですので、完全に密閉で、且つ空気を吸入していますので臭いの方はございませぬし、42 ページのすぐ隣にある乾燥機で水分を飛ばして容量自体は少なくさせることができますので、炭化炉が停止した場合でもどんどん処理は続いていきまして、その後、41 ページのスラッジ貯蔵ピットというのが真ん中から右に少し行ったところにあるんですけども、すぐに炭化炉に搬入できない分についてはここでいったん貯留することは可能です。

○藤枝委員 臭いのところは充分気になるし、配慮はしてあるとは思いますが、立地条件そのものがあいう工業団地内ということで港湾施設内ですので、周辺に民家が密集しているわけではないので、そのあたりで多少は許されるのかなと。許容範囲であるのかなと。近隣住民というか、隣接の企業さんの住民説明会での同意も得られているようですから、そこはちょっと置いておくとして。もう 1 つ、安全面が気になると最初に申し上げたんですけど、そちらの面で、今の臭いの面と同じくしてストックヤードがないということと、先程西川委員さんが言われたように、いろんな意味で停電の場合とか、そういった処理が 1 回の処理能力で充分賄えるものを持ち込む計算で建屋がなっているので、それが処理できなかった場合どうするのかというところの、その臭いの面と安全面と両方ともですね、もうちょっと運行管理の方をした方がいいので、気をつけて現状をチェックした方がいいんじゃないかというご意見だと思うんですよ。

もう 1 つ、隣接する潮見工場の方からパイプを通して蒸気を持ってくる部分も、視察させていただいた関係で、図面で予想しているよりはパイプが短いのかなと、ちょっと思っってはみたんですけど、そのあたり活断層の近いところでもありますし、もしものときに地震があったりとかしてパイプがずれたとか、そういったときにどうするのかというのと、今日の視察で見せていただいた建物も、あの H 鋼すごい太かったし、立派な建物でしたけども、築 7 年とおっしゃっていましたので、7 年にしては錆もありやっぱり塩害もあるのかなというのが感じましたので、そのあたりのメンテナンスですよ。そういうところは、どうなのかなと。相当の熱量が発生する仕組みだと思うんですよ、フローチャートを拝見しても。その耐熱・耐火、それから防災の面ですね、そのあたりのところはどうでしょう。

○尾川技師（事務局） まず、貯留の量ですけども、運転管理を業者の方に再度確認させていただきますが、余剰分が出ないような計画となっております。仮に出たとしても、隣接する三光の方で、焼却なので簡易委託という格好で、逐次できない部分についてはそういうふうなことで担保が取れております。

○隠岐課長（事務局） 熱量に対しては、かなりのものが確かに施設・敷地を横断して、これを通っていくのかなと思います。それで、先程坂本委員さんの方からご指摘があったんですけど

も、敷地を一体として見る、建物を一体として見るというのは、その建物自体をつないでいる場合は、建物を一体として見るんですけれども、設備配管の場合は、確認の手続き、許可とかそういったものというのは特に必要ないというような状況でございます。それから、施設は持ち主が違うので、ここのところというのはちょっとどうかと思うんですけど、やっぱり学校施設なんかいろんな典型施設というもの、建物ごとにいろいろあるんですけれども、持ち主は同じなんですけれども、配管を通ったり、いろんなものが経由をしているという意味では同じではなかろうかなと思っております。

○木谷委員 今の関連なんですけど、それぞれ施設の代表者は全く同じで、その間に設備配管が通っている。法人は違うのですが、用途上、可分不可分という建築基準法上の問題ですね。それで、法人が違うから関係ないというだけの話なのか、あるいは法人が違って実際の用途はそうだから、用途上、可分不可分というものが出るといことなのか、そこらあたりはどういう見解を持っているんですか。

○隠岐課長（事務局） 用途的に建築物の表向きに言えば、これは、もう可分の関係でこれは間違いないと思います。それぞれに独立した施設でございますので、そちらについては可分ということ。ただ、危険度と言いますか、配管による危険度ですとか、そういったリスクというものについては、敷地がまたがっていても、そう心配はないのかなと、このように考えております。

○里見委員 今の時代で、前の鳥取県西部地震のときに、境港は液状化というのが出たでしょう。それで、この敷地の液状化対策なんかをどうしているかなと思って、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○隠岐課長（事務局） 実際の建物の申請というのはこれからでございます。今、業者さんなり実際の設計担当のかたがこの図面の状態で相談に見えている段階でありまして、例えばどういった地盤対策を行うとか、これはどのようにするというのは、今後の申請の中で明らかになってくると思っております。その中でしっかり審査をしていきたいと考えております。

○法橋部長（事務局） 西部地震のときは昭和の液状化ってのはなかったの、あったの。潮見地区はどうだったの。

○隠岐課長（事務局） 全部見たんですけど、液状というのはありませんでしたね。

○里見委員 今日走って、道路のバラスを考えたら、なんだかありそうな気がするけど。どうですか。

○法橋部長（事務局） 竹ノ内はひどかったんですけど、昭和というのはだいぶ落ち着いている。年数が経っていますからね。その辺のところは西部地震の時には、そんな液状化被害があったという記憶はあまりないような気がするんですけど。

○道上会長 だけど、それは実際建物を作るときに調査されないといけない。やっぱり地下水位が高かったりしたら、地下水が吹き出して液状化するので。低かったらいいけど。

○法橋部長（事務局） そこをチェックするんですか。

○道上会長 それは当然やられる、申請でね。今頃、液状化の議論はどこでも大変言われていますから。それは工場が低いから、されないと。けどやっぱり、何度も言われたように、潮見工場の熱源を利用したい、これが1つのポイント。一体になって、しかも大きなエネルギーがそこからも入ってくる。その辺もちょっと分からん要素がかなりあるので、アイデアとしては非常にいいかも分からんけど、なかなかそこが分かりにくい。それと、実際に動き出して、どういうような感じがするか、その辺も含めてやってないと。今日も行ったとき、やっぱりあれ非常に臭いがすごいよね。単なる臭いと違うんで、臭いだけじゃなしに、気分悪くなるような臭いだから。

だから、それが一体のものになってしまうと、どこから出てきているか分からんようなかたちになってもまずいで、そこら辺はよく事業者と話をされた方がいいかなと。ただ、誰か言われたように人家がないもんで、あんまりとやかく言われないうちも分からないけど、僕はその辺ちょっと思ったんだけどね。工場はあるけどな、あそこには潮見工場以外はなかったですね。

○法橋部長（事務局） 先はないですね。昭和の元の部分にはいろいろありますけどね。

○道上会長 今日箇所はちょっと離れているな。

○法橋部長（事務局） ちょっと離れております。

○道上会長 かなり限られた範囲ですね、我々が見たのは。今日感じたのは。その辺も含めて、事業者のかたにきちんとやってもらって。

○片木委員 この会議は都市計画審議会なんですが、今日、隣の三光さんを見せてもらいまして、特に悪臭、我々がたまたま行った短時間だけでも結構感じたんですけど、あそこで働いているかたの労働環境という点は、都市計画審議会でも審議すべきかどうか分からないんですが、それはどこかでチェックするような仕組みがあるんでしょうか。

○法橋部長（事務局） ちょっと臭気の基準が労働安全衛生法上あるのかなのかということ、ちょっと私もよく存じませんが、基本的には労働安全衛生法ですから、労働基準監督署とか、そういう労基局あたりがその辺のところはチェックしているんじゃないかというふうに思っておりますけども。

○片木委員 とうか、今回の施設の設置の場合に、建築確認とか、建築、都市計画サイドの手続は割合行われるんですが、案外この職場環境とか、化学面での環境なんてのは建築の申請時に案外抜け落ちていたりというようなことがあつたりするのかどうか分かりませんが、その辺はちょっとチェック、今後こういった施設は、もっともっと普及をしていかなきゃいけない施設かもしれませんので。

また、この港の先の方に、たまたま立地するから影響は少ないという意見もありますけれど、今後こういった場所ばかりかどうかということには分かりませんが、そういった意味でもやっぱり1つの全国的な先例としましても、その辺きちんとしたものに、行政の立場、行政がおそらく唯一できる立場にあると思いますので、その辺頑張ってくださいまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○法橋部長（事務局） 建築基準法上なり、その都市計画法上でそういった面の、いわゆる規制なり指導がなかなかできるかどうかというのはちょっと難しいと思うんですけども、せつかくのご指摘ですので、労働安全衛生法上のどういった規制があるのかということについては確認しておきたいと思ひます。

○道上会長 何かあるんじゃないの、悪臭とか何かいうのは、項目。

○法橋部長（事務局） 悪臭は、環境基準として基本的には規制する地域はあるんですけど、ここは規制の対象にはなっていないと思ひます。

○道上会長 なってないか。そうか、難しいな。騒音はとかはない。

○隠岐課長（事務局） 振動、騒音、悪臭の規制区域外です。

○道上会長 外か。そうか、それだったらなかなか難しい。

○藤枝委員 先程、今後こういった施設が増えていくんではないかと。先例的な事例として検討をということがあつたんですけども、リサイクルというのは、循環型社会、循環型社会と言ひますけれども、3R、4R、5Rって言うてる中のリサイクルが一番最後の手段です。ですから、私、環境の方で出させてもらっている立場の人間から言ひますと、リサイクルに持ち込まないうちも発生するようないかなう物質が発生するようないかなう社会っていうのは、できるだけ元の方から断つていか

なきやいけないのではないかと。最終処分的なこういったリサイクルに持ち込まなきやいけない、今回は中間処理施設という名前はありますけれども、リサイクルに持ち込まなきやいけないような物質というものは、できるだけ避けて使用をしない方向で、リユースしていけるもの、リフューズ、リユースの方向で物事は考えていかないと本当の循環型社会にはなっていないと思いますので、リサイクル法案型の都市を、境港はいち早くそういった取り組みをされたわけですが、いわば最後の砦の方の、そういう立地を選ばれたということで、都市計画の立場から言えば、今後はリサイクルのような施設というのを、たくさんボコボコ県内に他も作っていくような方法ではなくて、ここで打ち止め、これで処理できる範囲内で賄っていける程度の、そういった本当の循環型社会を目指していくような都市計画をしていきたいと思いますという方向で、これを前例ではなく、できれば増やさない方向の都市計画を今後していけたらなあというふうに、私としては切に願う次第です。

○道上会長 我々人間の廃棄物、それを今までは焼いたり、あるいはコンポストとか、そういうことでやってきたわけです。あるいは、それを埋め立てしたり。だけど、今度はそうじゃなくて、もう少しリサイクルを進めて製鉄のときに使うようなものにならないかどうか。それが非常に有効だと。それで、人間さまが出したやつが中心なんで、他のいわゆるゴミじゃないの。日常のゴミ、これもまた別にやらないといけない。日常のゴミじゃなしに、我々の廃棄したもの、排出したもの、これをなんとかしようというのが、ここの管理の仕方になる。そういう意味では、どちらにしても人間がおる以上はやらないといかんことなので。

○藤枝委員 そうですね。

○道上会長 非常に大事なことなんですけれども、そのときにやっぱり安くとかね、少々臭いが出ても少々はいいいよとかいうようなやり方でやると、長続きしないので、できるだけそういうことにならないように皆さんがたが言われたようなことを。ここの委員の人も皆、境港を中心とした委員の人も、やっぱり臭いが非常に気になるというようなことになって、それがなかなか法律上は抑制できないかも分からない。ただし、事業者に対してはそういう意見がたくさん出てきているので、その辺については、特に今日皆さんが行かれたからね、潮見工場とかあそこの臭いがやっぱりものすごい気になっている。だから、あれはどういうものの臭いなのかよく分かりませんがね、そういうようなことを勘案して臭いがあまり出ないような、いろいろ言われましたけど、そこら辺をもうひと工夫された方が将来的には事業者とうまくいくのかなと思います。そこら辺の議論ですね。

○法橋部長（事務局） おっしゃることはよく分かります。概念的には基本的には4R、国では3Rやっているんですけども、その一番末端がリサイクル。確かにそうです。ですから、排出量を削減しなくちゃいけないというのが、これは前提になって、それで排出したものをそれでもゼロにはできませんから、そういったものをできるだけリサイクルして行って、循環させていくというのは今、鳥取県もそういう考え方でやっています。ただ、だからって言って、そのリサイクル産業の立地をここで打ち止めしてしまうというのはやっぱりちょっと考え方はおかしくて、やっぱり産業というのは動脈産業もあれば、やっぱりその後ろでしていく静脈産業があって初めて全体が成り立つ。

それで、産業立地の考え方からすると、これまではどちらかと言うと、動脈産業の誘致だとか、動脈産業の立地ばかり考えておったんだけど、これから雇用だとか、それから地域の経済だとか、ということ考えたときには、それをトータルでやっぱり産業立地というものを考えていくということが必要だろうというふうに思っています。リサイクルポートを設けたり、そういったことで、そういう静脈産業を育成することによって、新しい技術なりによって静脈産業を育成す

ることによって雇用だとか、経済的なかたちというものを地域の中に還元していこうということがあってしかるべきじゃないかなと。ですから、リサイクルの施設は仕方がないからここまでだよ、迷惑施設はここまでだよというのは必ずしもどうかなという感じはするんです。

ただ、そうかといって、従来のようにそういった公害型のものをばらまいていいというものじゃありませんから、そこは技術的なもの、それから環境的なそういった規制なりということできちっと管理していくと、PDS計画とか必要なものなわけですから、立地もさせる、その代わり環境への負荷というものは起こさせない、こういう考え方でいくのが本来じゃないかなというふうに思います。

○道上会長 さて、それでは議論もたくさん出てきたんですけども、どうでしょうか。いろいろ質問もございましたけれども、新しいリサイクルの施設ということでそれはそれなりに評価できるんですけど。

○坂本委員 地元の人も韓国の方に視察に行ったりして、それなりに評価もしておられますし、今日いろいろ出た意見をある程度まとめて、意見としてお伝えして、認めればいいじゃないかと私は思うんです。

○道上会長 はい。そういう意見も、もちろんあるかと思いますが。ということで、よろしいですかね。いろいろ問題点がいくらか出ましたんで、その辺は事務局さんがまとめておられると思います。それは、事業者の人にこういう意見が出ましたよということはお伝え願うというかたちで。

○法橋部長（事務局） ちょっと整理させてもらおうと、そうすると基本的には一番大きな問題は、搬入の問題。いわゆる搬入の管理をどうしていくのかっていうことは、ちょっとうちの方もきちっと把握していませんので、そこは確認いたします。それで、そういったことは非常に大きな問題ですので、いわゆる物が停滞したときに外へ残されたりすると、そういったことからいろんな臭気を発生すると思いますので、それが停滞しないような仕組みというものを確認して、例えば、こういうふうに搬入管理については、こういうことをきちんと守って、そういったことが起こらないっていうことを、条件につけるかどうか。これについて、会長あたりと相談させていただくというようなことで、認めていただければありがたいなと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○坂本委員 ええ、いいと思いますよ。それと、さっき言ったんですけど、今の施設の模様替え、大きなエネルギーを隣の施設に移す、それが短い距離じゃない、相当長い距離だと。この辺は、きちんと安心感の持てる対応をしていただきたいと思います。

○法橋部長（事務局） そのことを含めて、今、消防法上のチェック等は全部済んでいるはずですので、その辺は建築の方も心配ないとは言っていますけれども、そういった配管がどういうふうに安全管理がされているのかっていうことを、再度確認させていただいて、そういったことについての注意喚起ということが必要なら、答申の条件なり何なりでしていくということで、その辺も含めて会長さんと事務局の方で整理させていただくということで、お任せいただけたらありがたいなと思いますけれども、会長、いかがでしょうか。

○道上会長 もう1つ何か、排水の問題も皆さん言われていたから、これもしっかり頑張ってくださいよということでいいと思います。排水も分離すると。

○隠岐課長（事務局） 分離になっています。

○道上会長 分離になっている、それはいいんです。分離していても、大きな雨降ったときに流れ出してしまうようなことにならないように、そこら辺もきちんとやってくださいということです。どうですか、皆さん。

○法橋部長（事務局） そうすると、排水も含めて、今、3.11 という危機管理上の問題というのは非常に社会的な問題になっていますんで、そういう危機的な災害時とか、電源の喪失した場合だとか、そういったことに対する十分な配慮とかっていうことを、ある意味ではどういうことを考えているかを確認しながら、都市計画審議会の中で、都市の安全という観点から、そういったことをちょっと条件つけていかどうかについて、ちょっと会長と事務局の方で調整させていただきたい。

○道上会長 条件というよりも、そういうふうな意見があった、留意してくださいと、こういうことでいいです。

○法橋部長（事務局） はい。附帯意見、意見的なものをちょっとつけるかどうかについて、会長と相談させてもらうということにさせていただきたいと思います。それから、先程、片木先生からお話があった労働安全衛生の、従業員なんかの話ですね。その辺のところについて、別途、確認させていただいて、また報告もさせていただきたいと思います。

○道上会長 そうですね。では上手に法橋部長の方でまとめてもらって、良い方向に期待して、ということでもいいですかね。はい。どうもありがとうございました。それじゃ、報告事項3番目、報告ですから簡単で、はい。

○山内課長（事務局） 熱心な議論、ありがとうございました。特に報告事項はございませんが、今日、審議いただいた案件についての今後の予定について、ご説明を申し上げます。これがましまして答申いただければ、これから建築基準法上の手続きに入ります。建築許可と言うことで、建築確認の後に着工というかたちになります。それと、今後の都市計画審議会の予定についてご説明したいと思います。今日見ていただきました三光のPCB、これの処理項目の追加ということで、この12月頃に皆さんの日程調整をさせていただいて、また51条の手続きになります。これのご審議をお願いしたいというふうに思います。

それと、3月でございますが、3月には道路案件として4件、さらに今日、境港管理組合の方からご説明がありました埋立地、これの市街化区域の編入という案件につきまして、3月にご審議させていただきたいというふうに思います。皆さん、お忙しいでしょうけども、日程調整の方をさせていただいて、ぜひご出席いただいてご審議いただければというふうに思います。以上でございます。

○道上会長 では、どうも長時間ありがとうございました。

○法橋部長（事務局） 全県的に大雨警報と洪水警報が出ているので、皆さん、お気をつけてお帰りいただきますようお願いいたします。